

県南広域振興局長告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、永沢土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年1月8日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 就任

(1) 理事

鈴木 信一	胆沢郡金ヶ崎町永沢野崎50番地
菊地 成壽	〃 〃 〃 関合54番地3
高橋 文人	〃 〃 〃 横沢前土手下9番地
高橋 信康	〃 〃 永栄細野30番地
佐藤 喜美男	〃 〃 永沢高田20番地
畠山 博	〃 〃 〃 搔餅原10番地

(2) 監事

高橋 隆	胆沢郡金ヶ崎町永沢南躍子10番地
高橋 静	〃 〃 〃 鳥の海上88番地
小石川 純子	〃 〃 〃 平林28番地

2 退任

(1) 理事

鈴木 信一	胆沢郡金ヶ崎町永沢野崎50番地
菊地 成壽	〃 〃 〃 関合54番地3
高橋 富雄	〃 〃 〃 檀の越20番地1
高橋 信康	〃 〃 永栄細野30番地
小野寺 隆幸	〃 〃 永沢堀切後4番地2
高橋 文人	〃 〃 〃 横沢前土手下9番地

(2) 監事

高橋 隆	胆沢郡金ヶ崎町永沢南躍子10番地
畠山 博	〃 〃 〃 搔餅原10番地
高橋 静	〃 〃 〃 鳥の海上88番地